

茨木市保育所保育料に関する懇談会（第3回）

会 議 録

- 1 日 時 平成21年8月4日（火） 午後6時50分から午後7時20分
- 2 場 所 茨木市役所 南館8階 中会議室
- 3 出席委員（五十音順、敬称略）
 蔭山 委員、 木村 委員、 坂本 委員、 新野 委員
 角野 委員、 富谷 委員
- 4 欠席委員
 前田 委員
- 5 案 件
 - （1） 会議録について
 - （2） 答申について
 - （3） その他
- 6 配付資料
 - ・茨木市保育所保育料に関する懇談会答申書（案）

茨木市保育所保育料に関する懇談会（第3回）

平成21年8月4日（火）

- 課長代理： 本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。
ただ今から、茨木市保育所保育料に関する懇談会（第3回）を開会させていただきます。
それでは、坂本会長、懇談会の進行をお願いいたします。
- 坂本会長： 会議に入ります前に、本日の委員の出席状況について事務局から報告してください。
- 課長代理： 現在の出席委員の状況でございますが、委員総数7人の内、ご出席の委員は6人で、ご欠席の委員は1人でございます。
したがいまして、過半数のご出席をいただいておりますので、「茨木市保育所保育料に関する懇談会設置要綱」第6第2項の規定により、会議は成立いたしております。
なお、本日欠席の前田委員からは、保育所保育料に関する答申の内容につきまして、会長に対し委任状をいただいております。
- 坂本会長： 懇談会を進めさせていただく前に、傍聴の方がおられましたら、入室願います。
いらっしゃらないですね。分かりました。
それでは、お待ちいただいている間に、お目通しいただいたかと思えます。7月16日の第2回目の会議録をご用意いただいております。ご自分のご発言を中心にご確認くださいと思います。
よろしいでしょうか。ありがとうございました。これで確定とさせていただきます。
なお、この会議録につきましては、情報ルームにおいて一般公開するとともに、保育課のホームページにおきましても掲載いたしますので、よろしくお願い致します。
それでは、今日はお手元に、茨木市保育所保育料に関する懇談会答申（案）をご用意いただいております。これについて、ご説明をお願いしたいと思います。
- 課長代理： ご説明させていただきます。
まず、保育所保育料に関する懇談会答申書（案）ということでお手元にお配りさせていただいております。表紙を一枚めくっていただきまして、「茨木市保育所保育料について」という答申の鏡でございます。
もう一枚めくっていただきますと、保育所保育料についての答申というこ

とですけれども、今回2点、前回と比べて修正させていただいております。1ページ目の下から12行目になりますが、以前は「問われた」となっておりますが、「諮問した」と修正させていただいております。次に、2ページ目ですけれども、下から5行目ですが、以前は「激変緩和措置をとるとともに」と入っていた箇所を削りまして、「従来どおり」という文言を追加させていただいております。最後に、「十分な配慮を求めます。」というところを、「配慮を求めたい。」ということで、変更しております。

次のページですが、茨木市保育所保育料に関する懇談会の資料ということで、全部で7種類の資料を入れさせていただいております。これは第1回、第2回で提出させていただきました資料を抜粋したものであります。

まず、資料の1、2ページが懇談会の設置要綱です。3ページ目が各懇談会の委員の皆さまの名簿でございます。

次の4ページ目が、今回行ってきました懇談会のスケジュールでございます。第1回が、7月1日の市長からの諮問に始まりまして、今回第3回目の答申案の確定、8月11日に市長への答申を予定しております。

続きまして、5ページが国の保育料徴収基準額表でございます。

次の6ページが、茨木市保育所保育料徴収基準額表でございます。これは、第1回でお示しさせていただいたときと違い、7月9日付けで国の徴収基準が変わりまして、市におきまして、7月31日に第3子以降の保育料を4月に遡って無料化させていただきました。それに伴いまして、徴収基準額表が変わりましたので、今回新しい基準額表でお示しさせていただいております。〔 〕は第3子以降の保育料でございます。

続きまして7ページ目ですが、国基準と茨木市の保育料の比較ですが、第2回で21年度の市階層別の児童数というものを、別途資料としてお示しさせていただいたのですが、1つの表にまとめたものが今回の表です。3歳未満児、3歳児、4歳以上児、合計の入所児童数という欄を追加させていただいております。

最後に、保育料の年度別改定状況表を付けさせていただいております。以上です。

坂本会長 : ありがとうございます。ただ今、事務局から説明がありましたように、前回の懇談会で各委員から出された意見をもとに答申案を私と副会長と事務局で協議いたしまして修正し、事前にご送付させていただきました。

今説明のあった部分で、特に2ページの「激変緩和措置をとるとともに」という文言を削除させていただきました。これは、既に75%になっております。前回、市のほうから説明がありましたように、75%に移行する経過の中で激変緩和ということで十分配慮しながら進めてきたということで、現在は、

既に茨木市におきましては 75%という成果が出ておりますので、この部分は省きましたが、従来どおり市民税非課税世帯については十分な配慮を求めたいということで、この部分はそのまま生かすという形にしております。

では、この答申案につきまして、ご意見等ございましたらご発言をお願いいたします。

富谷委員 : 中身の問題ではなく、書き方の確認をしたいのですが、先程おっしゃっておられた「求めたい」のところは、なぜここだけですます調ではなくなったのでしょうか。

坂本会長 : そのとおりですね。「市民税非課税世帯については、配慮を求めます。」ですね。

副市長 : 修正します。

坂本会長 : ご指摘ありがとうございました。

新野副会長 : 同じようなことですが、「激変緩和措置」という言葉を破棄して、「従来どおり」となるのですが、この「従来どおり」は何にかかるのでしょうか。市民税非課税世帯については、従来どおり配慮を求めるのであれば、この「従来どおり」は後ろにきたほうがいいのではないのでしょうか。何が従来どおりなのかというのが不明瞭でしたので。

坂本会長 : おっしゃるとおりですね。「市民税非課税世帯については、従来どおり配慮を求めます。」ということですね。ありがとうございます。

激変緩和という言葉がここにあれば、確かにこれでいいわけですがけれども。

富谷委員 : この案に関してではなくて、根本的な疑問なのですが、今選挙が行われるということで、自民党が公約としている、5歳までの保育料を全て無料化するということが、もし自民党が政権をとって成立した場合、自民党がとられることはないのかもしれませんが、条例化というのはどうなるのでしょうか。

副市長 : 自民党のマニフェストだと思いますが、義務教育の無償化というのですか、おそらくのっているのだと思いますけれども。自民党が政権を握ってということが前提になってくると思うのですが、市の保育料が、以前から説明させていただいておりますように、国の保育料の算定基準を基本としてやっておりますので、市としては基準はそちらに求めておりますけれども、茨木市の保育料ですので、そのあたりのことが国で定まって、無料化ということになりましたら、当然条例もそれに合わせていく必要があるということになりますけれども、連動しているということではございません。

坂本会長 : この報告の部分に、若干資料を付け加えさせていただきまして、少し答申書のような体裁も整えることができたかと思います。

最近の答申書では、西暦も合わせて標記しているものが多いかと思います

ので、1ページの審議の結果のところですが、(1)「平成10(1998)年」という形にしておきたいと思います。もう一箇所、(2)「昭和57(1982)年」という形にしておきます。

富谷委員 : 本当に細かいのですが、1ページの「平成10年」が半角で、2ページの「昭和57年」が全角になっております。全体的に全角のようですので、全角に合わせていただけたらいいと思います。

坂本会長 : 審議の結果(1)の「平成10年」の10を全角にするということですね。分かりました。

あと、資料の6ページの「茨木市保育所保育料基準額表」の のところですが、先程()についてご説明ありましたが、備考4参照ということになっておりますが、ここを言葉にすることは可能ですか。その方がよく分かると思いますが、ここに説明を付け加えてください。

新野副会長 : 疑問点を教えていただきたいのですが、7月9日付けで国の基準が変わったと知らされて、それを本年4月に遡って適用するというわけですよ。それに伴って、茨木市がそれに合わせて第3子を無料にするということですよ。

副市長 : そのとおりです。

新野副会長 : ありがとうございます。

坂本会長 : では、これをもって答申書とさせていただきたいですが、よろしいでしょうか。

各委員 : 異議なし。

坂本会長 : 今、ご指摘いただきましたところは、私が確認しまして答申として、まとめることにさせていただきます。

次に、答申書の提出につきましては、修正後市長に、8月11日に提出させていただきます。また、提出した答申につきましては、委員の皆さまに送付させていただきます。よろしいでしょうか。

それでは、その他につきまして、事務局から説明願います。

課長代理 : 本日の会議録につきましても、速やかに作成し、委員の皆さまに確認していただき、その後、情報ルームにおいて一般公開するとともに、保育課のホームページにおきましても掲載いたしますので、よろしく願います。

なお、委員の皆さまの任期につきましては、すでにお手元に「茨木市保育所保育料に関する懇談会設置要綱」をご配布しておりますが、第4の規定により、市長への答申の日までとなっております。

坂本会長 : ありがとうございます。

では、終わりにあたりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

この保育所保育料に関する条例化という難しいテーマにつきまして、新野副委員長をはじめ、各委員の皆様方の活発なご議論によりまして、立派な答

申書をまとめることができました。これも各委員の皆様方、併せまして、いろいろな資料をご準備くださいました事務局の皆様方のおかげだと理解しております。深く感謝を申し上げたいと思います。

今回この委員会を通しまして、かなり理解を深めることができました。この中で、いかに茨木市が保育所運営につきまして、以前から尽力されているということが分かった次第でございます。この姿勢をこれからも堅持していただきたいと思いますし、また各委員それぞれの皆さまの立場で、市の今後の進め方について、関心を持っていただければと思います。

大阪もようやく昨日で梅雨が明けました。これからは夏本番であろうかと思えます。どうぞ充実した夏をお過ごしいただきまして、ますますのご活躍をお祈りしたいと思います。どうもありがとうございました。

副市長 : 委員長、お許しいただきまして、市の方から改めてご挨拶申し上げたいと思います。

委員の皆様方には、これまで三回にわたる懇談会におきまして、諮問内容を熱心にご審議いただき、本日、閉会の運びとなりましたことに、心から感謝とお礼を申し上げます。

この間、私も皆さまの貴重なご意見を拝聴し、公立保育所の保育料を含めた保育行政のあり方について、大変貴重なご意見をいただいておりますので、今後行政の中で反映させていきたいと考えております。

これまで検討いただきました内容は、後日、会長から市長に答申していただくわけではありますが、市といたしましては、その答申を尊重し、今後の保育行政に反映すべく努力してまいりますので、今後ともよろしく願います。

なお、この答申の条例化にあたりましては、9月の定例市議会に上程をさせていただく予定にしております。よろしく願います。

終わりに、懇談会の運営にご尽力いただきました坂本会長をはじめ、ご協力いただきました各委員の皆様方に、心からお礼を申し上げますとともに、皆様方のご健勝・ご活躍をお祈りいたしまして、簡単ではありますが、閉会のご挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。